

【新設】(売上割戻しの計上時期)

2-1-1の12 販売した棚卸資産に係る売上割戻しについて2-1-1の11の取扱いを適用しない場合には、当該売上割戻しの金額をその通知又は支払をした日の属する事業年度の収益の額から減額する。

【解説】

- 1 本通達は、売上割戻しについて、通知又は支払をした日の属する事業年度の所得の金額の計算に反映する旧通達2-5-1《売上割戻しの計上時期》の取扱いについて平成30年度税制改正後も同様となる旨を明らかにするものである。
- 2 収益認識基準において、売上割戻しは、変動対価として、売上時にこれを見積もって売上高から控除することとされており、税法上も合理的と認められる範囲でその処理を認めることとされている（法22の2④⑤、法令18の2①～③、基通2-1-1の11）。しかし、収益認識基準を適用しない場合には、売上割戻しはこれが確定した時点で認識するという従来の会計慣行があり、これも一般に公正妥当と認められる会計処理の基準といえる。したがって、販売した棚卸資産に係る売上割戻しについて法人税基本通達2-1-1の11《変動対価》の取扱いを適用しない場合には、当該売上割戻しの金額をその通知又は支払をした日の属する事業年度の収益の額から減額することとしている。
これは、収益認識基準の導入前の公正な会計慣行を踏まえた旧通達2-5-1の取扱いのうち、法人税基本通達2-1-1の11に該当しない部分を実質的に存続することとしたものである。
なお、法人税法第22条の2第4項で規定する「価額」及び「通常得べき対価の額」は幅がある概念であることから、第三者間の取引であれば、変動対価を考慮しない価額、すなわち、契約上の対価の額も「価額」及び「通常得べき対価の額」に該当すると考えられる。したがって、収益認識基準を適用して売上割戻しの金額を販売事業年度において適切に見積もって計上した場合には法人税基本通達2-1-1の11によりこれが認められるとともに、収益認識基準を適用しないで販売時には販売額で売上金額を計上した上で、売上割戻しの確定時（通知又は支払の時）に収益から減額する処理も認められることになる。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-1-1の12）を定めている。